

第1章 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査テーマ）

指定管理者制度の運用状況について

3 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

地方自治法の改正により地方公共団体に指定管理者制度が導入されてから数年が経過している。総務省によると現時点で都道府県の多くの施設で指定管理者が導入されている。また、福井県においても現在、34施設・県営住宅11団地において指定管理者制度が導入されている。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するために、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減を図る目的で導入されたものである。

指定管理者制度が導入されている施設については、指定管理者の運用状況やその効果、今後の施設のあり方と管理者制度及び管理者のあり方等を検証しておく必要がある。また、指定管理者制度の可能性のある施設については、指定管理の対象とする範囲を検討し、どのような場合に直営を続けるのかというような点についても検討を行い、今後の制度導入の可能性を検討しておく必要がある。

4 監査対象期間

原則として平成23年度（必要に応じ過年度および平成24年度についても対象とする。）

5 監査対象機関

指定管理者制度が導入されている施設、制度導入の可能性のある施設

6 主要な監査目標

主要な監査目標は以下のとおりである。

- (1) 事務の執行及び事業の管理の適正性
- (2) 事務の執行及び事業の管理の経済性、効率性、有効性

7 監査実施期間

平成24年5月1日から平成25年3月31日

8 外部監査人の補助者

橋本誠人（公認会計士） 藤井宏澄（公認会計士） 笹木充弘（公認会計士）
上坂誠和（公認会計士） 安岡聖知（会計士補） 上坂朋美（事務補助者）

9 重要な用語の説明

本報告書の中で繰り返し使用される以下の用語については、それぞれ次のような意味で使用されている。

| |
|--|
| 3 E Economy（経済性）、Efficiency（効率性）、Effectiveness（有効性）。 誤謬 「ミス」や「間違い」。 |
|--|